鯖江市建設工事等の電子入札に関する取扱いについて

1 入札書等受付期間について

入札書等受付期間は原則として、開札日の前々日の午前8時30分から午後5時までと前日の午前8時30分から午後4時まで(鯖江市の休日を定める条例(平成元年鯖江市条例14号)第1条に規定する市の休日を除く。)の2日間とする。

ただし、入札執行者が必要と認める場合は、受付期間を変更することができるものとする(鯖江市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第5条第3項および鯖江市建設工事等電子入札運用要領(以下「運用要領」という。)4(3)参照)。

例:開札日が月曜日である場合には、入札期間は前の週の木、金曜日 開札日が火曜日である場合には、入札期間は前の週の金曜日および前日の月曜日

2 案件登録の修正について

- (1) 入札書等受付締切日時前においては、システムにより、入札中止書を送信する。
- (2) 入札書等受付締切日時経過後においては、システムにより、取止め通知書を送信する。

3 入札等の中止について

- (1) 入札等を中止する場合は、案件変更画面で「入札中止」ボタンを押すことにより行う。
- (2) 入札等中止は入札執行者が行うこととする(運用基準第6条第2項参照)。
- 4 入札等方法変更通知書について

電子入札を紙入札に変更する場合の通知に使用する入札等方法変更通知書については、**別紙様式1**によるものとする(運用基準第7条および運用要領4(4)イ参照)。

5 入札参加申込みについて

- (1)特定共同企業体として入札参加を希望する場合には、代表構成員は、電子入札システム上での入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の作成に当たって、JV参加の欄にチェックを入れ、共同企業体名称の欄に共同企業体名を記入するものとする(運用要領6(3))。
- (2) 共同企業体の名称は、次の例により記入するものとする。

例: (株) ○○建設・△△土建(株) J V

6 受付票について

紙入札の承認を受けた者が持参した入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料、または、応募資料提出書および応募資料を受付けしたときの取扱いについては、従前の例(申請書等の表紙写しに受付印を押印し交付する等)によるものとする。

なお、電子入札システム(以下「システム」という。)での申請書等受付と受付票発行 手順との関係は、次のとおりとなる。(運用基準第9、10条参照)

- ①入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の送信(システムによる。)
- ②入札参加資格確認資料または応募資料の提出 (郵送等による。)
- ③内容確認(補正等の必要のないことを確認)
- ④受付票の発行(システムによる。)
- 7 入札参加資格確認資料,応募資料ならびに総合評価落札方式による場合の技術資料提出書および技術資料(以下「技術資料等」という。)の提出について

入札参加資格確認資料、応募資料および技術資料等を、当分の間、運用基準第9条第1項

第5号に該当するものとして郵送等により提出を求めることについては、当該案件の公告等にも明示する(運用要領7(1)ア参照)。

- 8 入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書について 入札参加希望者が、入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書の記載例 については、**別紙参考1**のとおりとする。(運用要領7(1)イ(ア)参照)。
- 9 入札書等の郵送等について
- (1) 入札書を郵送する場合には、入札書は、二重の封筒により提出することとし、封筒に 封入するものおよび封筒の記載については次表のとおりとする。

区分	封入するもの	封筒面書きの記載				
外封筒	内封筒	 提出先(鯖江市政策経営部財務管理課) 対象工事・提出者等を記載 ①(正確な)工事名 ②工事場所 ③開札日時 ④入札参加者名(業者名) ⑤担当者名・連絡先(電話・ファックス番号) ⑥「入札書(工事費内訳書)在中」と朱書 				
内封筒	入札書	 1 対象工事・提出者等を記載 ① (正確な)工事名 ②工事場所 ③開札日時 ④入札参加者名(業者名) ⑤担当者名・連絡先(電話・ファックス番号) ⑥「入札書在中」と朱書 				

(2) 封筒の記載例、封入の例については、**別紙参考2**のとおりとする。なお、入札参加資格確認資料、応募資料、技術資料等および積算(工事費)内訳書を封入した封筒の記載も同様とする。ただし、入札参加資格確認資料、応募資料および技術資料等については、郵送の場合であっても、二重の封入は必要としない(運用要領7(1)イ(ウ)参照)。

【参考】入札書、申請書等の提出方法

	電子入札者	紙入札承認者
入札参加資格申請書	送 信	持 参
同 資料	郵送または持参	持 参
応募資料提出書	送 信	持 参
同 資料	郵送または持参	持 参
工事費内訳書	送信または郵送または持参	持参
入札書等	送 信	持参

- 10 紙入札承認願、紙入札承認通知書および旧ICカード使用通知書について
 - (1)入札等を紙で行おうとする者が提出する紙入札承認願については、**別紙様式2**によるものとする。

また、紙入札を承認した場合に発行する紙入札承認通知については、 **別紙様式3**によるものとする(運用基準第12条、運用要領10参照)。

なお、紙入札を承認された者は以後の手続は、すべて紙で行わなければならない。

(2)入札等を代表者変更前のICカードを使用して行おうとする者が提出する旧ICカード 使用通知書は、**別紙様式5**によるものとする。

11 紙入札者が使用する入札書について

紙入札者は、紙入札承認通知に付された条件として、電子くじ引き用に入札書等に3桁の 任意の数字を記入するものであり、入札書等の記載例については**別紙参考3**のとおりとする (運用基準第12条第3項第5号参照)。

12 受領書について

紙入札を承認された者が第1回目の入札書等および積算(工事費)内訳書を持参した場合に発行する受領書は、**別紙様式4**のとおりとする(運用要領11(2)参照)。

13 積算(工事費)内訳書の確認について

積算(工事費)内訳書の確認作業については、入札執行者が総括し、入札立会人の立会いのもと、積算担当者において厳正に行うものとする。また、確認作業は、入札書の受付締切から開札日時までに行うこととし、原則として開札日当日に行うものとする。なお、一般競争入札(事後審査型)については入札参加資格の確認と併せて行うこととする。ただし、入札執行者が必要と認める場合には、これ以外のときにも確認作業を行うことができるものとする(運用基準第16条、運用要領11(5)参照)。

14 開札について

- (1)システムにおける「開札」とは、システム内の「一括開札」ボタンを押すことにより、 入札者等が送信等した入札額等の一覧が表示されることを指すものとする(運用要領 12(1)ア参照)。
- (2) 電子入札を行った者が、開札場所での立会いを希望する場合には、入札執行者は立会いをさせる場所および時間を電話等の確実な方法で連絡し、立会いさせるものとする (代表者に限る。)。(運用要領12(2)ア参照)
- (3) 紙入札者の入札金額の入力は、開札執行画面で「紙移行」ボタン(システムに利用者 登録を行っていない入札参加者にあっては「入力」ボタン)を押して行う。
- (4) ICカードの名義人および有効期限の確認は、システム上で、次の者について行う。
 - ア 一般競争入札の場合

落札候補者(落札となるべき同価の入札をした者が複数ある場合は、それらの者。 以下次号において同じ。)

- イ 公募型指名競争入札および指名競争入札の場合 落札候補者および次順位者。なお、次順位者が複数ある場合は、その者のうち1名。
- ウ 再度入札通知書を送信する場合 入札参加者すべて
- (5) 確認の結果、I Cカードの不正使用が判明した場合は、当該入札者等の行った入札は 無効とする。この場合において、前項ア、イにより確認を行った者の入札が無効となった場合は、更に次順位者について確認を行う。
- (6) 落札者が契約しない場合であって、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の 規定による随意契約を行う場合には、前2項の規定にかかわらず、すべての入札参加者 について確認を行う。ただし、(4) ウにより確認を行っている場合は、この限りで

ない。

15 再度の入札等の実施について

(1) 再度の入札の入札書受付期間は、再度の入札等の通知から2時間とする。 ただし、全員の再度の入札等の提出が確認できた場合には、ただちに入札書等の受付を 締切り、 開札することができるものとする。(運用基準第23条参照)

例 第1回目の開札 9:00 第1回目の入札終了 9:10

再度入札通知書送信 9:15 ⇒ (再度の入札書の受付締切11:15)

(2) 「必要により開札日時を変更した場合」とは、運用要領第4(3)イの場合等をいう。

16 不落随契について

不落随契については、当分の間、システムによらず対象者から後日、見積書を提出させる 方法により実施するものとする。(対象者が紙入札者で、入札会場に立ち会っている場合に は、当日、見積書を提出させることも妨げない。) (運用基準第24条、運用要領13)

17 その他

(1) 設計図書閲覧

一般競争入札、公募型指名競争入札および指名競争入札にあっては入札情報サービスシステムにより閲覧に供するものとする。

(2) 見積り期間について

見積り期間には、入札書受付期間(2日間)を含むものとする。

(3)入札の執行体制について

電子入札における入札執行体制については、厳正に期するために、入札執行者 1名、入札立会人1名、入札補助者1名以上の計3名以上の体制で行うものとする。

(4) その他、入札に当たっての必要事項について、鯖江市ホームページに掲載する。

別紙様式1 (入札等方法変更通知書)

番 号 年 月 日

商号·名称 代表者名 様

鯖江市長

入札等方法変更通知書

下記1の電子入札案件については、入札等方法を下記2のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 電子入札案件名・入札書等受付期間・開札日時等
- 2 入札等方法の変更内容
 - (1) 1の電子入札案件については(変更の理由)により、入札方法を紙入札に変更いたしました。
 - (2) 1の電子入札案件については、削除いたしました。
 - (3) 1の電子入札案件について、すでに送信された入札書等は無効とし、開札いたしません。
 - (4) 1の電子入札案件について、入札参加者の方は改めて紙の入札書等を提出してください。
 - (5) 紙入札に係る入札等方法 ア入札日 イ場所
 - (6) 紙入札に関する必要な事項等

別紙様式2 (紙入札承認願)

年 月 日

鯖江市長 様

商号・名称 代表者名

紙入札承認願

下記1の電子入札による入札について、下記2の理由により、紙での入札等を行うことをお認め願います。

- 1 電子入札案件名
- 2 電子入札が行えない理由

別紙様式3 (紙入札承認通知書)

番号年月

商号·名称 代表者名 様

鯖江市長

紙入札承認通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった下記1の電子入札に係る紙入札承認願については、下記2のとおり手続きを変更することを条件として、これを承認します。

記

- 1 電子入札案件名
- 2 紙入札の承認に伴う入札手続等の変更 別 紙 -

(別紙)

紙入札の承認に伴う入札手続等の変更について

入札等に関する必要な事項に定める事項の一部を下記のとおり変更する。

記

- 1 第1回目の入札書等および積算(工事費)内訳書の提出
 - (1)提出期間

令和○○年○○月○○日(○)の午前○○時~○○時、午後○○時~○○時まで令和○○年○○月○○日(○)の午前○○時~○○時、午後○○時~○○時まで

(2) 提出方法

第1回目の入札書等の提出に合わせて、工事費内訳書の提出を要する場合は、第1回目の 入札金額に対応した積算(工事費) 内訳書を持参すること。 第1回目の入札書等は、宛名(鯖江市長)、工事(業務)名および入札参加者名を記載し、入札書等在中と朱筆した封筒に封入したもの。積算内訳書は宛名(鯖江市長)、工事(業務)名および入札参加者名を記載し、積算(工事費)内訳書在中と朱筆した封筒に封入したものを持参すること。

(3) 提出場所

鯖江市 政策経営部 財務管理課

(4) 受領書の発行

受領書を発行するので、第1回目の入札書および積算(工事費)内訳書を提出したときは、必ず受領書を受け取ること。

(5)情報の到達時期

受領書を発行したときをもって、入札書等および積算(工事費)内訳書の情報が入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとする。

- 2 入札等および開札
 - (1)入札方法
 - ア 入札執行職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書等に記載された入 札金額等を電子入札システムに入力する。
 - イ 第1回目の入札書等の記名押印は、入札参加者資格名簿に登載された代表者の記名 押印とする。
 - ウ 再度の入札等を執行することとなった場合において、代理人が開札に立ち会っているときには、再度の入札書等の記名押印は、代理人の記名押印とする。
 - (2) 開札の立会い等
 - ア 紙入札を行う者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならない。
 - イ 立合人が代理人である場合には、鯖江市長宛の委任状(代表者から立会人に対して、 開札の立会い、再度の入札および見積りに関する一切の権限を委任したもの。)を入札 執行職員に提出しなければならない。
 - ウ 紙入札を行う者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された自動くじ引き用の3桁の任意の数値を入札書等に記入するものとし、電子くじの実施がある場合には入札執行者が入札者に代わって入札者から提出された入札書に記載された当該数値を電子入札システムに入力する。なお、電子くじ用の記載がない場合は、入札執行者は入札書記載の金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値として電子入札システムに入力する。
 - エ 紙入札を行った者が開札に立ち会っていない場合において再度の入札を執行すること となったときには、再度の入札を辞退したものとする。
 - (3) 開札日時

令和○○年○○月○○日(○) 午前(午後)○○時から

(4) 開札場所

鯖江市役所○階○○○会議室

※ 紙入札が承認され、入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料、または、応募資料提出書および応募資料の提出から、紙での手続きが行われる場合には、それぞれの提出期間、提出方法および提出場所も記載すること。

番号年月日

商号・名称代表者名様

鯖江市長

受 領 書

下記1の電子入札に係る入札書等および積算(工事費)内訳書については、下記2のとおり受付しました。

- 1 電子入札案件名

年 月 日

鯖江市長 様

商号・名称 代表者名

旧ICカード使用通知書

下記1の電子入札による入札等について、下記2の理由により、名義人変更前のICカードでの入札等を行うことを通知します。

- 1 電子入札案件名
- 2 名義人変更前の I Cカードを使用する理由

別紙参考1 入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書の記載例

鯖江市長 様

業者商号・名称 代表者名

資料の提出について

標記について、下記のとおり郵送(持参)により提出します。

記

1 資料名 例:入札参加資格確認資料

- 2 内容(目録・枚数)
- 発送(予定)年月日(または持参(予定)年月日)

別紙参考2 入札書等を封入する封筒の記載例

(内封筒) 工事(業務)名・工事場所 入札参加者名・ 事 費内訳書 担当者名· 在 連絡先 開札 日 時

(内封筒) 工事 入札参加者名· 入札書在中 (業務) 名・工事場所・開札 担当者名・連絡先 日時

八札書 (工事費内訳書) 在中

鯖江市 工事 入札参加者名・担当者名・連絡先

(外封筒)

(業務) 名・工事場所・開札 政策経営部 財務管理課 日時 御中

※工事費内訳書と入札書は、それぞれ別の封筒に封入し、さらに別の外封筒に入れ、 二重にして郵送

別紙参考3 紙入札における入札書の記載例

15 0	<u> </u>				-					
電子入	札くじ用 の)数字)	•							
入 札 書										
-		1 /-t-								-
	+	億	千	百	+	万	千	百	十	円
金										
			<u> </u> (数字は	アラビ	ア数字と	<u>し</u> : し、頭	<u> </u> 	止めとす	する。)	
た	だし、									
<u>件名</u>										
場所										
	の請負 上、上記			請江市財 します。	務規則	および	入札心得	を承諾	0	
	年 月	日								
住 所 商号·名称 代表者名										
魚	江市長	様								

番号年月日

商号・名称 代表者名 様

指名競争入札の参加について

下記のとおり(□紙入札によりまたは□電子入札により)入札に付することになりましたので、入札条件等を御承知の上、入札に参加願います。

1 工事名	工事							
2 工事場所	線市丁目							
3 設計額	円(消費税および地方消費税相当分を除く)							
4 契約条件	鯖江市財務規則および鯖江市契約約款その他特約事項							
5① 入札書受付期間	日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 月 日							
5② 入札 (開札) の 日時および場所	日時 令和 年 月 日 時 分 場所 鯖江市役所 階 室 (電子入札の場合には記載しない。)							
6 貸与書類	設計書、図面は にて閲覧のこと							
7 入札保証金	免除							
8 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 以上 (鯖江市財務規則第 123 条に該当する場合は免除する。)							
9 前払金	工事の場合:契約金額の 100 分の 40 以内 委託業務の場合:契約金額の 100 分の 30							
10 入札の条件	工事入札心得(電子入札用)等を遵守のこと							
11 その他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の10 に相当する額を加算した金額 (加算後の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。							

^{*}入札書の工事名・工事場所等は正確に記載してください。

^{*}環境への配慮から、来庁に際し車を利用される場合は、アイドリングストップにご協力ください。